

義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるアピール

政府は、いわゆる「三位一体の改革」の一環として、義務教育費国庫負担制度の見直しをすすめ、2003年度に共済費の除外、2004年度に退職手当・児童手当の除外と「総額裁量制」の導入を実施し、2006年度までにその一般財源化について結論を出す方針を掲げています。

私たちは、義務教育費国庫負担制度は、子どもたちが日本のどの地域に住んでいようとも、平等に教育が受けられる条件を確立するために必要不可欠な制度であり、将来にわたり堅持されるべきものと考えており、その動向に重大な関心を寄せています。

義務教育費国庫負担法は、その目的を、「義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するために、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ること」(1条)と明記し、都道府県が負担する義務教育諸学校の教職員給与費の2分の1を国が負担することを定めています。この制度のもとで、自治体の財政格差にもかかわらず、教職員の待遇の適正が図られ、その定数が確保され、全国的に均等な学級編制が実施されてきました。

2004年度に実施される「総額裁量制」は、国の「40人学級」基準を前提に支出される教職員給与費総額の範囲内で、給与や定数の決定を都道府県の裁量に委ねる制度です。そこでは、教育財政の地方自治が広がるとはいえ、国民の切実な要求である「30人学級」など少人数学級の全国の実施が見送られており、教職員の給与や定数、学級規模は自治体の財政力にますます左右され、地域格差が拡大することが懸念されます。

さらに、今後、義務教育費国庫負担制度が廃止され、一般財源化されるならば、それらの基幹的な教育条件が、自治体の財政力や方針に強く規定され、特に財政基盤の弱い自治体で困難が増大するなど、地域・自治体格差が一挙に拡大し、義務教育の機会均等が根底から崩されるおそれがあります。

すでに、教育費は長年にわたり抑制・削減されており、公教育のGDP(国内総生産)比は2001年度決算で4.80%であり、1981年度の5.76%より約1%、当年度だけでも約5兆円(文部科学省所管予算6.6兆円の76%)少なくなっています。国際比較でも公財政支出の学校教育費の対GDP比は、日本は3.5%(2000年)であり、OECD(経済協力開発機構)加盟国平均4.8%より約1%低く、30カ国中29位であるなど、日本の教育財政の地盤沈下が目立ちます。(いずれも文部科学省調査統計による)

困難な財政事情とはいえ、日本の将来のあらゆる発展の基礎である教育、とりわけその中心である義務教育の財政基盤をこれ以上後退させず、その財源の確保・安定化に努めることは、政府の緊要な責務、課題であると考えます。

以上の理由により、私たちは、義務教育費国庫負担制度の一般財源化に反対し、それが将来とも堅持されることを強く求めます。

2004年4月27日

呼びかけ人 代表 三輪定宣(千葉大学名誉教授)
浦野東洋一(東京大学名誉教授)
土屋基規(神戸大学 教授)
穂坂邦夫(埼玉県志木市市長)
山田洋次(映画監督)